

au でんき供給約款（北陸電力・auEL）新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>au でんき供給約款 （北陸電力・KDDI） 2021年2月17日実施 北陸電力株式会社 KDDI 株式会社</p>	<p>au でんき供給約款 （北陸電力・auEL） 2022年7月1日実施 北陸電力株式会社 au エネルギー&ライフ株式会社</p>
<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2020年9月11日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、KDDI が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）</p>	<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2020年9月11日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北陸電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）</p>
<p>2 au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他北陸電力または KDDI が必要と判断した場合には、北陸電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合、お客さまから異議の申し出がない</p>	<p>2 au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他北陸電力または auEL が必要と判断した場合には、北陸電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、お客さまから異議の申し出がない</p>

いときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）および料金表によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、北陸電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）および料金表によります。

(3) 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）および料金表によります。

(4) (1)から(3)の場合、北陸電力および KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。

(5) (4)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、北陸電力および KDDI は、この au でんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、北陸電力および KDDI は、(1)から(3)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに北陸電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、北陸電力および KDDI は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

ときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、北陸電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。

(3) 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。

(4) (1)から(3)の場合、北陸電力および auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。

(5) (4)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、北陸電力および auEL は、この au でんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、北陸電力および auEL は、(1)から(3)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに北陸電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、北陸電力および auEL は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

<p>5 契約電流および契約容量</p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約容量</p> <p>(略)</p> <p>なお、北陸電力、KDDIまたは当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	<p>5 契約電流および契約容量</p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約容量</p> <p>(略)</p> <p>なお、北陸電力、auELまたは当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>
<p>6 実施細目</p> <p>この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款、料金表および託送供給等約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと北陸電力および KDDI との協議によって定めます。</p>	<p>6 実施細目</p> <p>この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款、料金表および託送供給等約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと北陸電力および auEL との協議によって定めます。</p>
<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北陸電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北陸電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p>
<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを北陸電力および KDDI が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および KDDI は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>(略)</p>	<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを北陸電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>(略)</p>

<p>□ 契約期間満了に先だつて、お客さままたは北陸電力および KDDI のいずれからも需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、北陸電力および KDDI は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、北陸電力および KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、北陸電力および KDDI は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北陸電力および KDDI の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、北陸電力および KDDI は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>□ 契約期間満了に先だつて、お客さままたは北陸電力および auEL のいずれからも需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、北陸電力および auEL は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、北陸電力および auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、北陸電力および auEL は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北陸電力および auEL の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、北陸電力および auEL は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<p>11 需給契約の単位 北陸電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (略) (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、北陸電力および KDDI があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合 (略)</p>	<p>11 需給契約の単位 北陸電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (略) (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、北陸電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合 (略)</p>
<p>12 供給の開始 (1) 北陸電力および KDDI は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北陸電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、KDDI は、お客さまにその理由をお知らせします。この場合、北陸電力および KDDI は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北陸電力は電気を供給いたします。</p>	<p>12 供給の開始 (1) 北陸電力および auEL は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北陸電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、auEL は、お客さまにその理由をお知らせします。この場合、北陸電力および auEL は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北陸電力は電気を供給いたします。</p>
<p>14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界</p>	<p>14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界</p>

<p>北陸電力および KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、KDDI はその理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項 (略) □ 他人になりすまして北陸電力または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為 (略) ニ 北陸電力または KDDI のサービスの運営を妨げる行為</p>	<p>北陸電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項 (略) □ 他人になりすまして北陸電力、auEL または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為 (略) ニ 北陸電力、auEL または KDDI のサービスの運営を妨げる行為</p>
<p>15 需給契約書の作成 特別な事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは北陸電力および KDDI が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、北陸電力が需給契約書を作成いたします。</p>	<p>15 需給契約書の作成 特別な事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは北陸電力および auEL が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、北陸電力が需給契約書を作成いたします。</p>
<p>20 使用電力量の計量および算定 (1) KDDI は、託送供給等約款等に定める接続供給電力量（原則として、30 分ごとに計量されるものといたします。）により、料金表 3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。KDDI は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 2（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと KDDI との協議によって定めます。</p>	<p>20 使用電力量の計量および算定 (1) auEL は、託送供給等約款等に定める接続供給電力量（原則として、30 分ごとに計量されるものといたします。）により、料金表 3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auEL は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 2（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと auEL との協議によって定めます。</p>
<p>24 料金その他の支払い 料金（工事費負担金等相当額その他を除きます。）については、KDDI が北陸電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）のとおりといたします。ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、北陸電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>	<p>24 料金その他の支払い 料金（工事費負担金等相当額その他を除きます。）については、auEL が北陸電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）のとおりといたします。ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、北陸電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>

<p>26 適正契約の保持 北陸電力および KDDI は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>26 適正契約の保持 北陸電力および auEL は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>30 供給の停止 (略) (3) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</p>	<p>30 供給の停止 (略) (3) auEL は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</p>
<p>33 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (略) (2) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</p>	<p>33 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (略) (2) auEL は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</p>
<p>34 損害賠償および債務の履行の免責 (1)12（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合で、それが北陸電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)託送供給等約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (3) 40（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、北陸電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4)漏電その他の事故が生じた場合で、それが北陸電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>34 損害賠償および債務の履行の免責 (1)12（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)託送供給等約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (3) 40（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4)漏電その他の事故が生じた場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>36 需給契約の変更 (略) (2) (1)の場合で、北陸電力および KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。 (3) (2)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を</p>	<p>36 需給契約の変更 (略) (2) (1)の場合で、北陸電力および auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。 (3) (2)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を</p>

<p>除く。)、北陸電力および KDDI は、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、北陸電力および KDDI は、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合(当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。)、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北陸電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、北陸電力および KDDI は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>除く。)、北陸電力および auEL は、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、北陸電力および auEL は、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合(当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。)、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北陸電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、北陸電力および auEL は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<p>37 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの北陸電力および KDDI に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、北陸電力および KDDI が認める場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、北陸電力および KDDI が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により KDDI に申し出ていただきます。</p>	<p>37 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの北陸電力および auEL に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、北陸電力および auEL が認める場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、北陸電力および auEL が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により auEL に申し出ていただきます。</p>
<p>38 需給契約の廃止等</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により KDDI に通知していただきます。</p> <p>当該一般送配電事業者は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、40(解約等)および次の場合を除き、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ KDDI がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 北陸電力、KDDI または当該一般送配電事業者の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない</p>	<p>38 需給契約の廃止等</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。</p> <p>当該一般送配電事業者は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、40(解約等)および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない</p>

<p>い場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>	<p>場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>
<p>40 解約等</p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および KDDI は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様が北陸電力との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北陸電力の定める支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合、この au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を KDDI が別に定める期日を経過してなお支払われない場合、または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合</p> <p>(略)</p>	<p>40 解約等</p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および auEL は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様が北陸電力との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北陸電力の定める支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合、この au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を auEL もしくは KDDI が別に定める期日を経過してなお支払われない場合、または auEL もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の auEL もしくは KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、2021 年 2 月 17 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>